改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）、同令第九十六条に一号を加える改正規定、同令第九十六条の二の改正規定、同令第九十七条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）、同令第九十八条の表に次のように加える改正規定（同表十三の項に係る部分に限る。）、同令第百一条の三の改正規定、同条を同令第百一条の四とし、同令第百一条の二の次に一条を加える改正規定並びに同令第百五条、第百八条、第百十三条の二及び第百十五条の二、第百十九条第一項及び第三項、第百二十三条第一項及び第三項、第百二十七条第三項並びに第百三十四条の二及び第百三十九条の二の改正規定、第二条中社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法等の特例に関する政令第二条及び第五条の二の改正規定、同令第八条に一号を加える改正規定、同令第十八条に一号を加える改正規定、同令第十九条、第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十四条第三項の改正規定、同令第四十条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）並びに同令第四十条の二並びに第四十四条第二項第二号及び第四号イの改正規定、第三条中社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令第二条及び第五条の二の改正規定、同令第八条に一号を加える改正規定、同令第十八条に一号を加える改正規定、同令第十九条、第二十二条、第二十三条、第二十六条及び第三十四条第三項の改正規定、同令第四十条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）並びに同令第四十条の二並びに第四十四条第二項第二号及び第四号イの改正規定、第四条中社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法の特例に関する政令第二条第十七号の八の次に二号を加える改正規定（同条第十七号の九に係る部分に限る。）、同令第七条の二の改正規定、同令第十条に一号を加える改正規定、同令第二十条に一号を加える改正規定、同令第二十一条、第二十四条、第二十五条、第二十八条及び第三十六条第三項の改正規定、同令第四十二条に二号を加える改正規定（同条第十三号に係る部分に限る。）並びに同令第四十二条の二並びに第四十六条第二項第二号及び第四号イの改正規定並びに第五条の規定並びに次項の規定　社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定の効力発生の日

二　前号に掲げる規定以外の規定　社会保障に関する日本国とインド共和国との間の協定の効力発生の日

（経過措置）

2　第五条の規定による改正前の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令附則第二条又は第三条の規定により読み替えて適用する国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十二年政令第百九十四号。以下この項において「平成二十二年経過措置政令」という。）第七条第一項又は第八条第一項の規定による加算額に相当する部分又は老齢基礎年金は、それぞれ第一条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第百一条の三第一項又は第二項の規定により読み替えて適用する平成二十二年経過措置政令第七条第一項又は第八条第一項の規定による加算額に相当する部分又は老齢基礎年金とみなす。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久

# 省令

## ○厚生労働省令第百二十九号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十五年政令第三百四十五号）の施行に伴い、及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第百五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十三日

厚生労働大臣　田村　憲久

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令等の一部を改正する省令

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

**第一条**　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号の表の一の項第二欄第三号を削り、同表の二の項第二欄中第二号を削り、第一号の号番号を削り、同表の三の項第二欄中第二号を削り、第一号の号番号を削り、同表中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、七の項及び八の項を削り、同表の九の項第二欄中第二号を削り、第一号の号番号を削り、同項を同表の六の項とし、同表の十の項第二欄中第二号を削り、第一号の号番号を削り、同項を同表の七の項とし、同表の十一の項第二欄中第二号を削り、第一号の号番号を削り、同項を同表の八の項とし、同表の十二の項を削り、同表の十三の項第二欄中第二号を削り、第一号の号番号を削り、同項を同表の九の項とし、同表の十四の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 十 | 社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定（以下「ハンガリー協定」という。） |

| | |
|---|---|
| 一　ハンガリーの領域内における就労先の登録番号 | 一　ハンガリーの領域内における就労先の登録番号（申請者がハンガリーの事業所において就労する場合に限る。以下同じ。） |
| 二　申請者に日本国の領域内における就労に係る雇用主があり、かつ、ハンガリーの領域内における就労が当該雇用主の命によるものであるときは、その旨及び次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 | 二　申請者に日本国の領域内における就労に係る雇用主があり、かつ、ハンガリーの領域内における就労が当該雇用主の命によるものであるときは、その旨及び次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 |
| イ　申請者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないとき　その旨 | イ　申請者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないとき　その旨 |
| ロ　申請者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結するとき　当該他の雇用契約が申請者の日本国の領域内における就労に係る雇用主の関連する雇用者（ハンガリー協定第七条2に規定する関連する雇用者をいう。以下同じ。）との間で締結される旨及び当該関連する雇用者がハンガリーの領域内に事業所を有する旨 | ロ　申請者がハンガリーの領域内における就労に関し他の雇用契約を締結するとき　当該他の雇用契約が申請者の日本国の領域内における就労に係る雇用主の関連する雇用者（ハンガリー協定第七条2に規定する関連する雇用者をいう。以下同じ。）との間で締結される旨及び当該関連する雇用者がハンガリーの領域内に事業所を有する旨 |

第三条第六号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 七 | ハンガリー協定 |